

★ G様式② - 1

平成31年2月 日

公益社団法人日本認知症グループホーム協会
支部 支部長殿

立候補者名 _____ 印

会長立候補について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会会長候補者として立候補いたしますので、定款施行規程第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

候補者氏名	法人名及び住所

(注) 略歴及び確認書(本部役員用)を添付すること。

(注) 自署捺印無きものは無効。

(注) 会長に立候補される方は、ブロック理事立候補届も併せて届出下さい。

以上

★ G様式② - 2

平成31年2月 日

公益社団法人日本認知症グループホーム協会
支部 支部長殿

立候補者名 _____ 印

ブロック理事立候補について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会 _____ ブロック理事候補者として立候補いたしますので、定款施行規程第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

候補者氏名	法人名及び住所

(注) 略歴及び確認書(本部役員用)を添付すること。

(注) 自署捺印無きものは無効。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会
〇〇支部 支部長殿

立候補者名 _____ 印

監事立候補について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会、監事候補者として立候補いたしますので、定款施行規程第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

候補者氏名	法人名及び住所

(注) 略歴及び確認書(本部役員用)を添付すること。

(注) 自署捺印無きものは無効。

以上

平成 年 月 日

支部 支部長殿

立候補者名 _____ 印
(自署捺印)

立候補辞退について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会
しましたが、都合により辞退いたしますので届け出ます。

候補者として立候補いた

記

氏 名	法人名及び住所

以上

確 認 書

私は、下記欠格事由に該当しません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

記

1. 公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「公益認定法」という。)第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
2. 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
 - ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと
3. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

以上

確認書の提出にあたっての参考

確認書に記載されている1～4の事項については、公益認定法第6条第1項で欠格事由として規定されております。

なお、平成26年5月20日欠格事由の一部変更により、「公益認定取消に係る連座制」が規定されました。

◎公益認定取消に係る連座制について

過去に公益認定取消しとなったA法人において、その取消原因となる事実のあった日以前1年以内においてそのA法人の業務の執行を担当していた理事が、A法人の取消しから5年以内にB法人の役員（理事、監事）に就任すると、B法人もいわば連座して公益認定が取り消しされることとなります。

公益認定取消事由は、A法人が自主的に認定を返上する場合も含まれています。

◎刑法の該当条文について

- ①第204条－傷害 ②第206条－第204条に係る現場助勢
- ③第208条－暴行 ④第208条の3第1項－凶器準備集合及び結集
- ⑤第222条－脅迫 ⑥第247条－背任

◎暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条若しくは第3条について

集团的・常習的な暴行・脅迫・器物破損・面会強請、銃砲・刀剣による加重傷害などの犯罪